

令和 8 年 6 月 1 7 日
国立研究開発法人水産研究・教育機構

職員の懲戒処分について

このたび、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1. 処分効力発生日

令和 8 年 6 月 1 7 日

2. 被処分者

教育職員・60才代

3. 処分の内容

停職 4 月

4. 事案の概要

被処分者は、勤務する学校内において、学生に対して、不適切な言動・指導によるアカデミック・ハラスメント行為を行い、精神的な苦痛を与えたもの。

問合せ先
総務部労務管理課
電話 045 - 277 - 0054 (直通)